

## 第 11 回 第 2 農地部会議事録

日 時 令和元年11月18日(月)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春  
15 守山 孝之・16 中谷 秀也・17 西森 偉統  
18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠席委員 なし

出席部会員外委員

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 森 哲也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)  
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第7号 非農地証明願いについて  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議長 それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。6番 田口 慶則委員、7番 森 哲也委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。

報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 議案書の説明の前に、議案書の差替えをお願いします。

差し替えの理由は、元の議案書、16ページ、議案第4号、番号8が取下げとなったためであり、それに伴い、当該議案の案件番号、件数、合計面積等が変更となりましたので、議案書の差替をさせていただきます。また、別冊の議案第8号についても、数字の一部訂正があったので、丸ごと差替えとなります。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は26,006㎡で、その内訳は田が25,550㎡、畑が456㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

4ページから7ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は49,203㎡で、その内訳は田が42,055㎡、畑が7,148㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1 長屋住宅用地  
番号2 共同住宅用地  
でございます。

以上、合計件数は2件、合計面積は畑で691㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1から2 一般個人住宅用地  
でございます。

以上、合計件数は2件、合計面積は畑で666㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 太陽光発電施設用地  
でございます。

以上、合計件数は1件、合計面積は畑で790㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、\_\_\_\_、申請地は畑で、取得年月日は昭和60年5月10日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は畑で7,23㎡でございます。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 11,592㎡、申請地 久居小戸木町池端\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 585㎡ 外4筆、合計面積 5,639㎡。

これにつきましては、受人は、新規営農のため、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,710㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,645㎡、申請地 稲葉町河原\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,500㎡。

これにつきましては、受人は、経営規模を縮小する渡人から申請地を譲り受け、耕作利便を高めるものです。

番号3、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,398.45㎡、  
渡人 \_\_\_\_\_、面積 14,789.68㎡、申請地 一志町庄村出  
口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 8.68㎡。

これにつきましては、受人は、渡人の耕作不便地である申請地を譲り受け、耕作利便を高めるものです。

番号4、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,174㎡、  
渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,634㎡、申請地 美杉町竹原東垣内\_\_\_\_\_、  
台帳地目・現況地目とも田、面積 2,369㎡ 外2筆、合計面積 5,303㎡。

これにつきましては、受人は、経営規模を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は4件、合計面積は12,450.68㎡で、その内訳は、  
田が6,803㎡、畑が5,647.68㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下  
限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない  
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、現地で立ち会っていただいた地元委員のご  
意見をお伺いしたいと思います。

1番。

田口委員 6番 田口です。8日に現地を確認して参りました。諸戸さん、中野さん、  
地元推進委員と確認して参りました。事務局の説明通りで、何ら問題ないと思  
います。

議 長 2番お願いします。

森 委員 7番 森です。同じく11月8日に、諸戸部会長、田口さん、地元推進委員  
と現地を確認しました。稲葉町の\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_ほど行ったところ  
です。無事に終わりました、事務局の説明通りでございます。

議 長 3番お願いします。

前田委員 24番 前田です。11月8日に守山会長、宮本委員、私と、地元推進委員、  
事務局と現地へ行きました。後の議案にも出てきますが、現況を整理するとい  
うことで、中身については、事務局の説明のとおりで問題ありません。

議 長 4番。

結城委員 18番 結城です。8日に地元推進委員と現地を確認しました。渡人は規模  
縮小、受人は農業経営の拡大ということです。受人の\_\_\_\_\_はやる気のある

方で、この田を買うとって直ぐに草を刈ってあった。何を作るのやと聞くと、サツマイモやと。やる気のある方で何ら問題ありません。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口中ノ谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 222㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

自宅に駐車場がないため、申請地に3台駐車できる駐車場を確保するもので、許可申請前に、土を入れてしまった旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木向下\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 128㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成29年ごろから、碎石を敷き、自宅に隣接する駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木岡前\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 28㎡。

これにつきましては、隣地を宅地に転用し、埋め立て、かさ上げが完了した結果、雨水の排水路が必要となったため、申請地を用悪水路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、合計件数は3件、合計面積は378㎡で、その内訳は、田が250㎡、畑が128㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、2番、3番。

中谷委員 16番 中谷です。8日に西森、中谷両委員、地元推進委員と、白山総合支所担当職員と、現地を確認いたしました。息子さんの家を建てて、その駐車場ということで、転用をしていなかったということで申請をされたそうです。何ら問題ないと思います。

2番は、\_\_\_\_\_の南東にある在所で、西森委員、中谷委員と地元推進委員と白山総合支所担当職員と確認いたしました。以前から駐車場として使われていたようで、何ら問題ありません。

3番も11月8日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山総合支所担当職員と確認いたしました。場所は\_\_\_\_\_の東側にあります。隣の家との間に雨水の排水路をとということでした。何ら問題無いかと思えます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口市場\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積85㎡ 外2筆、合計面積140㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするもので、令和元年9月18日付けにて許可を受けましたが、売買不成立となったため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件 合計面積は畑で140㎡でございます。  
以上で説明終わります。  
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員 16番 中谷です。場所は\_\_\_\_\_の西側。倉庫用地ということで、今は果樹が植えてありますが、売買不成立ということで、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西藤谷\_\_\_\_\_、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積 78㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

受人は\_\_\_\_\_を営んでおり、事業拡大のため、申請地隣地の、倉庫、資材置場となっている土地も同時購入するもので、申請地は現在利用している資材置場から直線距離で70mほどに位置し、管理運用に便利であることから、駐車場用地として活用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 266㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

受人は、\_\_\_\_\_であり、現在利用している駐車場を拡張するため、隣接する申請地を、大型バスおよび利用者用駐車場などに活用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

受人は、\_\_\_\_\_であり、現在利用している駐車場を拡張するため、隣接する申請地を、大型バスおよび利用者用駐車場などに活用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175 m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 1,128 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.76 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、不整形地であり、メンテナンススペースを確保することから、転用面積の37.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲里 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 705 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 711.61 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林するものです。申請地については耕作不良のため、クヌギ等を植林して、山林として管理していく計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町北出 \_\_\_\_\_、台帳地目 宅地、現況地目畑、面積 357.02 m<sup>2</sup>の内157 m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 502.89 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、554.04 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の43.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大鳥町西野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 201 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 514 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、370.26 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の72.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄  
村出口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 8.45㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町田  
尻鎌田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 315㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 家城、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役  
役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町北家城上出\_\_\_\_\_、台帳地  
目 田、現況地目 畑、面積 1,094㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、460.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口杉ヶ瀬\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と  
も畑、面積 254㎡ 外1筆、合計面積 520㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、260.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町佐  
田坊ノ裏\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、126.08㎡、パネルの設置率は、不整形地であり、メンテナンススペースを確保することから、転用面積の32.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町  
八知魚切\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 872㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、257.54㎡、パネルの設置率は、メンテナンス車両駐車スペースおよび河川からの保安部分を設けることから、転用面積の29.

5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 太郎生、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生下垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 852㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、454.66㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 太郎生、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生小屋垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 905㎡ 外2筆、合計面積 1,654㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、588.65㎡、パネルの設置率は、本敷地の南側に住宅地があり、反射光の影響を未然に防止するため住宅との距離を保持する空間を配置するため、転用面積の35.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 石名原、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原上垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,173㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、554.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は10,484.95㎡、このうち田が5,400.61㎡、畑が4,796.45㎡、その他が雑種地および宅地で287.89㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いします。

1番お願いします。

田口委員

6番 田口です。8日に現地を確認して参りました。諸戸部会長、森委員、中野委員、地元推進委員と行って参りました。場所は \_\_\_\_\_ のところで、問題ないと思います。

議 長 2 番から 7 番。

森 委 員 7 番 森です。2 番と 3 番は、受け人が同じです。1 1 月 8 日に諸戸部会長、田口委員、私、地元推進委員と現地確認して参りました。2 番と 3 番は\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の駐車場の両隣を駐車場にするものです。何事もなく調査を終わりました。細かいところは事務局の報告の通りです。

4 番は、1 1 月 8 日に諸戸部会長、田口さん、地元推進委員の方と行って参りました。現地は荒れ放題になっておりまして、内容は事務局説明の通りです。

5 番も同じ 8 日に行って参りました。現状は荒れた畑になっております。南面が山になっておりまして、畑もできず、果樹ぐらいいしか植えることができないと思います。受人の\_\_\_\_\_さんも木を植えるということで、現場の確認を終わりました。

6 番は 1 1 月 8 日の日に諸戸部会長、田口さん、推進委員の方と現地調査をして参りました。これも内容については事務局説明の通りです。

7 番も同じく 1 1 月 8 日に現地へ行って参りました。\_\_\_\_\_ 2 0 0 メートルほど西へ行ったところ。以前から太陽光の施設が増えておりますが、これが最後だと思えます。調査は無事終わりました。事務局の説明通りです。

議 長 8 番お願いします。

前田委員 2 4 番 前田です。1 1 月 8 日、守山会長、宮本委員、推進委員と現地確認いたしました。現況と公図と合わせるとということで、問題ございません。

9 番ですが、周りは全て宅地になっておりまして、家が建っております。この田だけ耕作放棄地になっております。家を建てるとということで、問題ありません。

議 長 1 0 番。

西森委員 1 7 番 西森です。1 1 月 8 日に中谷、西森両委員、地元推進委員、白山総合支所担当職員と立ち会いさせていただきました。現況は雑種地になっておりまして、長いことは無いと思いますが荒れておりまして、隣は耕作して見えて、迷惑がかからないようにしてくださいと申し上げました。あとは問題ありません。

議 長 1 1 番、1 2 番。

中谷委員 1 6 番 中谷です。1 1 月 8 日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所担当職員と確認いたしました。場所は\_\_\_\_\_へ 1 k m ぐらい行ったところ。両側に家が建っておりますけれど、この会社は、現地承諾書というのを添えて申請書を出しておりまして、何ら問題は無いかと思います。

1 2 番も 1 1 月 8 日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所担当職員と確認いたしました。場所は\_\_\_\_\_の北側になります。荒れているところですので、仕方がないのかなあと思えます。

議 長 1 3 から 1 6 番。

結城委員 18番 結城です。8日の日に地元推進委員と現地を確認いたしました。申請地が太陽光発電に適したところで、売電を計画するということでした。

14番の太郎生については、同じく8日の日に中川推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。太陽光発電パネルを設置して売電を計画するということでした。

15番も同じ業者で、8日に現地を確認しております。これも同じく、太陽光をしたいということです。

16番、8日に会長、部会長、岸野推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。太陽光発電設備を設置したいということでした。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いします。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 川口、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口馬乗岩 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 315㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、198.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町中ノ村くぐりや \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,246㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、567.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.

6%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,561㎡、このうち田が1,246㎡、畑が315㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員 16番 中谷です。1番ですが、11月8日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所担当職員と立ち会いました。この一帯は畑でして、荒れ地の所もちらほらとある一角です。仕方が無いことかなという感じがありますので、問題は無いかと思えます。

2番は、11月8日に守山会長、諸戸部会長、西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所担当職員とで確認しました。場所は\_\_\_\_\_手前でしょうか。以前に太陽光発電施設が作られておまして、その南側です。年金暮らしの方ですので、土地もそれほどいらなないということらしくて太陽光ということになったそうです。何も問題ないかと思えます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町別所\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,213㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.

5%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で1, 213㎡でございます。  
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。

森 委員 7番 森です。11月8日午後、現地調査を行いました。会長、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と現地を確認いたしました。現地は\_\_\_\_\_の隣にあります。貸人の娘さんが借りて太陽光をやるということで、問題ないと思いません。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いします。  
議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山鳥居ノ本\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積366㎡。

これにつきましては、平成31年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に申請人が昭和51年に自宅を建築し、以降宅地として利用し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で366㎡でございます。

以上で説明を終わります。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

前田委員 24番 前田です。11月8日に守山会長、宮本委員、地元推進委員と確認して参りました。事務局の説明通り、自宅が建築されておりまして、何ら問題が無いかと思えます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で32,015㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,313㎡、契約件数は20件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で57,221㎡、畑の賃貸借で289㎡、契約件数は26件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,397㎡で、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、契約件数はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて109,633㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,602㎡、合計契約件数は52件、合計面積は114,235㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区で8件、白山地区で3件で合計15件、合計面積は40,484㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で28.8%、面積で35.4%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号8、ほか33件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この34件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました34件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 \_\_\_\_\_委員入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	<p>以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">午後2時58分</p>

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年11月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_